

所管部課	健幸福祉部 介護保険課		部長	関根 崇	
件名	東大和市介護保険条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に10万円引き上げられたことにより、介護保険の第1号被保険者の保険料の段階の移動が生じ、第9期介護保険事業計画中の保険料収入が減少することが見込まれる。</p> <p>国は、保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、第1号被保険者の保険料への令和7年度税制改正の影響を遮断するため、介護保険法施行令の改正を行った。</p> <p>このことに伴い、本条例の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>令和7年度税制改正の影響により保険料の標準段階が変わる第1号被保険者について、改正前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例を設ける。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和8年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>介護保険の第1号被保険者の保険料への令和7年度税制改正の影響を遮断することにより、介護保険事業の円滑な運営に資することができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和8年2月 文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>当該特例は、令和8年度介護保険料の算定に限り適用されるものである。</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和8年第1回東大和市議会定例会に、議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>					